新野洲クリーンセンター長期包括運営事業

実施方針

平成 27 年 8 月 17 日

野洲市

野洲市(以下「市」という。)は、現在整備を進めており平成 28 年 9 月末に竣工予定である「新野洲クリーンセンター」（以下「本施設」という）において、「長期包括運営事業※」（以下「本事業」という。)を実施します。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたり、市の方針を定めるものです。

※「長期包括運営事業」: 施設の維持管理にかかる業務委託の範囲を、運転管理からユーティリティ管理（備品、物品、用役等の調達）や点検・補修等まで拡大した性能発注に基づく複数年にわたる施設管理運営委託。

Ⅰ　事業内容

１．事業名

新野洲クリーンセンター長期包括運営事業

２．施設概要

（１）熱回収施設（ごみ焼却施設）

施設稼動年度		受電：平成 28 年 6 月 無負荷連動運転：平成 28 年 6 月 火入れ：平成 28 年 6 月 ごみ搬入開始：平成 28 年 6 月（試運転用） 負荷運転調整：平成 28 年 6 月 予備性能試験：平成 28 年 8 月 引渡し性能試験：平成 28 年 9 月 引渡し前点検整備：平成 28 年 9 月 竣工：平成 28 年 9 月
場所		滋賀県野洲市大篠原 3335
敷地面積		約　3.15ha（リサイクルセンターを含む）
建築面積		1,620.02 ㎡
延床面積		2,859.58 ㎡（地下槽類は除く）
建築仕様	工場棟構造	鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
炉形式		全連続燃焼式ストーカ炉
施設規模		43t/24h　（21.5t/24h×2 炉）
焼却設備	計量設備	トラックスケール（リサイクルセンターと供用）
	受入・供給設備	ピット＆クレーン 可燃性粗大ごみ切断機
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん装置＋触媒脱硝装置
	通風設備	平衡通風方式、空気予熱器、送風機類
	余熱利用設備	場内の給湯（リサイクルセンターも含む） 場外余熱利用施設（平成 31 年 3 月竣工予定）
	給水設備	生活用：上水 プラント用：上水、山水、雨水
	排水処理設備	生活排水：公共下水道放流 プラント排水：循環再利用（無放流） ごみ汚水：炉内噴霧
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散形自動制御システム
煙突	煙突高	50　m
構成施設		熱回収施設（1,620 ㎡）、リサイクルセンター（1,418 ㎡）、計量棟（24 ㎡）（リサイクルセンターと供用）、車庫棟（150 ㎡）、外構設備（リサイクルセンターと供用）

（２）リサイクルセンター

<table>
<tr><td colspan="3">施設稼動年度</td><td>受電：平成 28 年 6 月
無負荷連動運転：平成 28 年 6 月
ごみ搬入開始：平成 28 年 6 月（試運転用）
負荷運転調整：平成 28 年 6 月
予備性能試験：平成 28 年 8 月
引渡し性能試験：平成 28 年 9 月
引渡し前点検整備：平成 28 年 9 月
竣工：平成 28 年 9 月</td></tr>
<tr><td colspan="3">場所</td><td>滋賀県野洲市大篠原 3335</td></tr>
<tr><td colspan="3">敷地面積</td><td>約　3.15ha（熱回収施設を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築面積</td><td>1,418.57 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">延床面積</td><td>2,044.92 ㎡（地下槽類は除く）</td></tr>
<tr><td>建築仕様</td><td colspan="2">工場棟構造</td><td>鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設規模</td><td colspan="2">不燃・粗大ごみ</td><td>7t/5h</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>1t/5h</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">不燃ごみ・粗大ごみ
系統設備</td><td>受入供給</td><td>ヤード受ホッパ投入方式</td></tr>
<tr><td>破砕</td><td>低速二軸回転式破砕機
衝撃せん断回転式破砕機</td></tr>
<tr><td>選別</td><td>機械選別（磁力選別、粒度選別、アルミ選別、風力選別）</td></tr>
<tr><td>搬出</td><td>バンカ貯留</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">ペットボトル
系統設備</td><td>受入供給</td><td>ヤード受ホッパ投入方式</td></tr>
<tr><td>選別</td><td>手選別</td></tr>
<tr><td>搬出</td><td>圧縮結束、ヤード貯留</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他設備</td><td>剪定枝破砕機</td></tr>
</table>

３．施設等の管理者

野洲市長　山仲　善彰

４．事業目的

本事業は、本施設へ搬入される一般廃棄物を性能発注の考え方に基づく事業者への包括的委託により適正に処理することを目的とします。

５．事業概要

本事業は、本施設の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、関係法令遵守の上、本施設へ搬入される一般廃棄物の処理を適正に行い、公害防止基準に掲げる各基準値を満足するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れ、経費の効率化及び適正化を図るため、本施設の運転維持管理、物品・用役調達等の業務を包括的に委託するものです。

なお、本事業への事業者の参加資格については、Ⅳ　２．本事業への参加資格に規定するとおりとします。

また、本事業の事業者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、総合評価一般競争入札によることを予定しています。学識経験者を含めた技術審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において提出された提案書の審査を行い、落札者を選定する予定です。

６．事業内容

本事業は、「搬入管理業務」、「運転管理業務」、「維持管理業務」、「環境管理業務」、「資源化促進業務」、「情報管理業務」、「余熱利用業務」、「防災管理業務」及び「その他関連業務」からなり、そのうち、事業者の業務内容は、Ⅱ 事業者が実施する業務の範囲を想定しています。

なお、市は、事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、事業者に対して事業者の行う業務の対価を支払います。なお、支払条件等の詳細については、Ⅲ 委託費の支払方法に規定するとおりとします。

７．事業期間等

運営準備期間：契約締結日から平成28年9月30日まで

乖離請求期間：平成28年10月1日から平成29年9月30日まで

運営期間：平成28年10月1日から平成31年9月30日まで　　3年間

（同期間は対象施設の建設工事請負業者の瑕疵担保期間3年間に相当します。）

業務期間：契約締結日から平成31年9月30日まで

８．事業スケジュール

本事業の実施に関する主要なスケジュールは、以下を予定しています。

①	実施方針の公表 実施方針に対する質問等の受付締切 実施方針に対する質問等への回答の公表	平成27年8月
②	入札の公告	平成27年10月
③	事業者の選定	平成27年12月～平成28年3月
④	落札者の決定、契約詳細の詰め協議	平成28年3月～5月
⑤	契約の締結（本契約）	平成28年5月
⑥	運営準備期間	平成28年5月～9月
⑦	運営維持管理業務の開始	平成28年10月
⑧	契約終了	平成31年9月

９．処理対象ごみ・搬出物及び公害防止基準

詳細については、後日公表する要求水準書に記載します。

Ⅱ 事業者が実施する業務の範囲

以下に定める業務分担につき各々自らの費用と責任において業務を行うこととします。

<table>
<tr><th>1</th><th colspan="4">搬入管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）</th></tr>
<tr><td></td><td>業務内容</td><td>市</td><td>事業者</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>1)</td><td>受付管理</td><td></td><td>○</td><td>◆計量棟にて収集車、登録業者、一般搬入者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理</td></tr>
<tr><td>2)</td><td>計量</td><td></td><td>○</td><td>◆搬入車両の計量業務
◆搬出車両の計量業務
◆計量記録の管理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3)</td><td rowspan="2">搬入車両の案内・指示</td><td></td><td>○</td><td>◆計量棟で搬入・搬出車両の誘導・指示</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆プラットホームでのごみの荷降ろし場所について、案内・指示</td></tr>
<tr><td>4)</td><td>料金徴収</td><td></td><td>○</td><td>◆料金徴収業務</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5)</td><td rowspan="3">ごみの収集・搬入管理</td><td>○</td><td></td><td>◆廃棄物の収集・搬入
・収集車（契約車両を含む）により熱回収施設及びリサイクルセンターへ搬入される廃棄物について、それぞれの投入・荷降ろし場所への投入・荷降ろし業務
・収集廃棄物について受入基準を満たしていないものの処理責任</td></tr>
<tr><td>○</td><td>△</td><td>◆搬入時検査の実施</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆搬入された廃棄物の搬入管理
・処理不適物について市へ報告、引渡し
・収集車（契約車両を含む）によりリサイクルセンターへ搬入される廃棄物について、それぞれの荷降ろし場所への誘導業務
・善管注意義務をもって搬入ごみの監視</td></tr>
</table>

2	運転管理業務（熱回収施設）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づく、収集・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し市の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し市へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、市へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し市へ報告 ◆策定した運転管理マニュアルを、施設の運転に合せて随時改善
4)	搬入物の性状分析		○	◆施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆事業契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守した熱回収施設の運転 ◆本施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務 ◆運転員のダイオキシン安全対策及び運転業務に係る必要な管理業務
6)	処理不適物の処分		○	◆搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の除去・保管・貯留、市への引渡し
		○		◆搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の処分
7)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、市へ報告 ・ごみ処理量及び用役使用量等の記録 ・各種計測の記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録
8)	焼却灰・処理飛灰の処分、リサイクル	○		◆処理委託業者との契約業務 ◆処理委託先までの搬送及び処理委託費の支払い
9)	電気・水道料金の支払い業務	○		◆電気・水道の契約業務
			○	◆電気代、水道代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
10)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、管理業務
11)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理業務
12)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替え・管理業務

3	運転管理業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づく、収集・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し市の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し市へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、市へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し市へ報告 ◆運転管理マニュアルを、施設の運転に合せて随時改善
4)	搬入物の性状分析		○	◆施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆事業契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守したごみ処理施設の運転 ◆本施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務
6)	資源化物等の搬出・運搬業務	○		◆資源物等の搬出・運搬（業者との契約を含む） ◆資源化物の資源化（有効利用）
			○	◆施設内において資源化物等の保管・貯留・搬出車への積出し ◆鉄類・アルミ類の純度・回収率の確保 ◆可燃性粗大ごみの破砕ごみ、資源ごみ処理後の可燃物を熱回収施設へ運搬 ◆処理不適物から選別された焼却処理可能な廃棄物を熱回収施設へ運搬 ◆選別後の不燃残渣の最終処分場までの搬出・運搬 ◆資源化物の資源化（有効利用）の市への協力
7)	処理不適物の処分		○	◆搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の除去・保管・貯留、市への引渡し
		○		◆搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の処分

3	運転管理業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
8)	搬出物の性状分析		○	◆施設から搬出される、資源化物、処理不適物、処理残渣、可燃性粗大ごみの破砕ごみ等の量について計量・管理 ◆施設から搬出される、資源化物、処理不適物、処理残渣、可燃性粗大ごみの破砕ごみ等の性状についての定期的な分析・管理
9)	不燃・粗大ごみの選別後の不燃残渣の処分		○	◆選別後の不燃残渣の保管・貯留、搬出
		○		◆選別後の不燃残渣の最終処分
10)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、市へ報告 ・ごみ処理量及び用役使用量等の記録 ・各種計測の記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録
11)	電気・水道料金の支払い業務	○		◆電気・水道の契約業務
			○	◆電気代、水道代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
12)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、管理業務
13)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理業務
14)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替え・管理業務

4	維持管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1）	備品・物品・用役の調達管理		○	◆年間運転計画、月間運転計画に基づく、必要な備品・物品・用役の調達計画、取替え、管理業務
2）	施設の機能維持		○	◆施設の基本性能、公害防止基準を事業期間中維持
3）	維持管理計画書の作成 （点検・検査）		○	◆事業期間を通じた維持管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得る ◆各年度毎の維持管理計画を作成し、市へ報告 ◆各年度毎の維持管理状況を考慮し、事業期間を通じた維持管理計画を更新し、市へ報告
4）	保守点検・補修業務		○	◆維持管理計画書に基づく、施設の状況を考慮した保守点検業務
		○		◆施設の補修業務
5）	機器更新業務	○		◆機器更新業務
6）	法定点検の実施		○	◆要求水準書に基づく法定点検の実施及び市への報告
7）	建屋の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、建屋の状況を考慮した建屋の点検業務
		○		◆建屋の補修業務
8）	建築設備の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検業務
		○		◆建築設備の補修業務
9）	外構施設の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検業務
		○		◆外構施設の補修業務
10）	精密機能検査		○	◆定期的に精密機能検査を行い性能の維持に努める
11）	機械室の清掃		○	◆清掃計画を作成し、施設内の清掃業務
12）	安全衛生管理・作業環境管理		○	◆安全衛生管理体制の構築 ◆作業環境に関する調査・計測をし、作業環境管理報告書の作成・報告 ◆安全作業マニュアルを作成し、作業行動の安全に努める
13）	改良保全	○	○	◆改良保全を行う場合、提案者側が計画書の作成を行い、市と事業者の協議

5	環境管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	環境保全計画の作成		○	◆環境保全基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた環境保全計画を作成し、市へ報告
2)	環境保全に係る計測、分析（灰含む）		○	◆要求水準書にて規定する環境保全基準に基づき、環境保全計画書に定める項目の計測及び分析を行い、市へ報告
3)	作業環境管理計画の作成		○	◆作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた作業環境管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得る
4)	作業環境管理に係る計測、分析		○	◆要求水準書にて規定する作業環境管理基準に基づき、作業環境管理計画書に定める項目の計測及び分析を行い、市へ報告
5)	モニタリング（立会、監視）	○		◆上記環境保全状況を確認するためのモニタリング（立会、監視）の実施

6	資源化促進業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	資源化物の品質確保		○	◆安定して適正な資源化（有効利用）が行われるよう、リサイクルセンターで選別された資源化物の品質確保
2)	資源化促進業務	○		◆リサイクルセンターで選別された資源化物の資源化促進業務
			○	◆市が行うリサイクルセンターで選別された資源化物の資源化促進業務への市場開拓等の協力

7	情報管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	運転管理記録の報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターのごみ搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書を作成し、市へ提出 ◆運転記録関連データの保管
2)	点検・検査報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市へ提出 ◆点検・検査関連データの保管
3)	補修・更新報告	○		◆熱回収施設、リサイクルセンターの補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成 ◆補修、更新関連データの保管
4)	環境管理報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市へ提出 ◆環境管理関連データの保管
5)	作業環境管理報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの作業環境計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市へ提出 ◆作業環境管理関連データの保管
6)	資源化促進管理報告	○		◆資源化状況を記載した資源化管理報告書の作成 ◆資源化管理関連データの保管
7)	施設情報管理		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの各種マニュアル、図面等の管理 ◆補修、更新、改良保全等による施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更
8)	その他管理記録報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの設備により必要な項目、自主管理記録等の管理報告書を作成 ◆管理記録関連データの保管

8	余熱利用業務（熱回収施設）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	施設内への熱供給		○	◆熱回収施設で発生する余熱を利用した温水の施設内への供給
2)	施設外への熱供給		○	◆市の指示により、施設外へ熱供給を行う場合の温水供給（平成31年４月より熱供給開始予定）

9	防災管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備　　考
1)	緊急対応マニュアルの作成		○	◆緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止・復旧手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得る ◆緊急対応マニュアルの改善
2)	自主防災組織の整備		○	◆台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等に備え、自主防災組織の整備 ◆自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制の整備
3)	防災訓練の実施		○	◆定期的な防災訓練の実施
4)	事故報告		○	◆事故発生時に緊急対応マニュアルに従い、事故状況、運転記録の市へ報告 ◆事故報告書を作成し、市へ報告

<table>
<tr><th>10</th><th colspan="4">その他関連業務</th></tr>
<tr><td></td><td>業務内容</td><td>市</td><td>事業者</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1)</td><td rowspan="2">市、各種関係団体への報告業務</td><td>○</td><td></td><td>◆報告書作成業務及び報告</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆市が行う報告書作成・報告への協力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2)</td><td rowspan="2">見学者への応対業務</td><td>○</td><td>△</td><td>◆見学者との日程調整、行政対応</td></tr>
<tr><td>△</td><td>○</td><td>◆見学者案内説明、見学施設の維持管理</td></tr>
<tr><td>3)</td><td>交通誘導</td><td></td><td>○</td><td>◆廃棄物搬入者、見学・イベント参加者、リユース品取引者、多目的広場利用者等の交通誘導業務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4)</td><td rowspan="2">安全衛生管理</td><td>○</td><td></td><td>◆市の管理区分における安全衛生管理体制に基づく安全衛生管理</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆事業者の管理区分における安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保
◆安全作業の手順を定め作業行動の安全に努め、作業状況に応じて随時手順の改善</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5)</td><td rowspan="2">防火管理</td><td>○</td><td></td><td>◆管理権原者、管理責任者（防火管理者）の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆自主検査、火元責任者の任命、防火管理体制の整備</td></tr>
<tr><td>6)</td><td>防犯・警備</td><td></td><td>○</td><td>◆警備・防犯体制を市へ報告
◆機械警備等による熱回収施設、リサイクルセンター、計量棟の警備
◆夜間・休日の施設の施錠管理</td></tr>
<tr><td>7)</td><td>清掃</td><td></td><td>○</td><td>◆敷地内の定期的な清掃業務</td></tr>
<tr><td>8)</td><td>緑化</td><td></td><td>○</td><td>◆敷地内の植栽の手入れ</td></tr>
<tr><td>9)</td><td>事務用備品・消耗品の調達</td><td></td><td>○</td><td>◆運営事務所内の備品・消耗品の調達</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10)</td><td rowspan="2">施設運営上必要な保険への加入</td><td>○</td><td></td><td>◆火災保険、機械保険への加入
・施設所有者として火災保険及び機械的・電気的事故に対する機械保険の付保</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>◆労災保険、第三者賠償保険への加入
・運営事業における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保</td></tr>
<tr><td>11)</td><td>その他付属施設の維持管理</td><td></td><td>○</td><td>◆その他付属施設（車庫棟、外構設備、多目的広場等）の維持管理業務</td></tr>
<tr><td>12)</td><td>除雪作業</td><td></td><td>○</td><td>◆敷地内の除雪作業業務</td></tr>
<tr><td>13)</td><td>門扉管理</td><td></td><td>○</td><td>◆門扉の維持管理及び開閉</td></tr>
</table>

Ⅲ 委託費の支払方法

１．委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出します。

固定費は、委託費のうち、処理対象物の受入量に係らず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出するものとします。

変動費は、委託費のうち、処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出するものとします。

このことにより、委託費は、次式により変動します。

（委託費）＝（固定費）＋（変動費）

（変動費）＝（変動費単価）×（処理対象物の受入量）

この場合、各費用の内容は次のとおりとします。

（委託費）（円）：市から受託者に支払う委託費

（固定費）（円）：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

（変動費）（円）：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

（変動費単価）（円/t）：処理対象物の受入量、1tあたりの変動的な経費単価

①　固定費には、次の費用が含まれるものとします。

- ・人件費
- ・運転経費のうち電気料金等（基本料金）
- ・日常点検、定期点検
- ・本施設内の清掃管理
- ・本施設内の植栽管理、警備業務
- ・保険料等、その他固定的な経費

②　変動費には、次の費用が含まれるものとします。

- ・運転経費のうち、電気料金（従量料金）、水道料金（従量料金）
- ・運転経費のうち、燃料、薬剤関係等、その他変動的な経費

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、①から②までの考え方に基づき、受託者が入札時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定するものとします。

２．委託費の支払方法

市は、委託費として固定費と変動費を受託者に月に1回支払うものとします。

３．委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとします。

①　変動要素の見直しは、翌年度委託費を設定する時期に行います。

②　変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置きます。許容範囲については、初回は初期値を、以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とします。

③　変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、

市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとします。

見直しに係る評価指標は消費者物価指数等をもとに行うものとし、前年度の消費者物価指数等をもとに、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費（固定費及び変動費）を算出します。なお、受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りではないものとします。

Ⅳ 事業者の募集及び選定に関する事項

１．募集及び選定スケジュール

本事業は、事業者が募集要項（入札説明書、要求水準書、基本協定書案（ＳＰＣを設立する場合）、事業契約書案、様式集）に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ、提案内容が技術的な観点から市が要求する水準を満足していることを前提として、総合評価一般競争入札によって落札者を選定します。現時点において計画する事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

①	入札の公告	平成 27 年 10 月
②	入札説明書等の公表	平成 27 年 10 月
③	入札に関する質問（１）の受付締切	平成 27 年 10 月
④	入札に関する質問（１）の回答	平成 27 年 10 月
⑤	入札参加資格審査申請書の受付締切	平成 27 年 11 月
⑥	入札参加資格審査結果の通知	平成 27 年 11 月
⑦	図書閲覧	平成 27 年 11 月
⑧	入札に関する質問（２）の受付締切	平成 27 年 11 月
⑨	入札に関する質問（２）の回答	平成 27 年 11 月
⑩	技術提案書・事業計画書等の提出	平成 27 年 12 月
⑪	形式審査、非価格要素審査及び価格審査、総合評価の実施	平成 28 年 1 月～3 月
⑫	落札者の決定	平成 28 年 3 月
⑬	契約詳細の詰め協議	平成 28 年 4 月～5 月
⑭	契約の締結	平成 28 年 5 月

２．本事業への参加資格

（１）入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者（以下「応募者」といいます。）は、以下の参加資格要件をすべて満たすものとします。

また、市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認します。参加資格要件の確認基準日は、入札公告日とします。

① 応募者の構成等

応募者は、本業務を実施する予定の単体企業、又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「企業グループ」といいいます。）とします。

本業務において特別目的会社（以下「ＳＰＣ」といいます。）を設立するか否かは、応募者の提案によるものとします。ＳＰＣを設立する場合、ＳＰＣに出資する企業（以下「構成員」といいます。）とＳＰＣに出資しない企業（以下「協力企業」といいます。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」といいます。）で構成されるものとします。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とします。

企業グループを構成する企業の企業数の上限は設けませんが、各企業は本業務の実施に関

して、それぞれ適切な役割を担う必要があります。そのため、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、企業グループを構成する企業を本業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとします。

企業グループは、グループを構成する企業の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとします。

参加表明書提出以降、応募者のグループを構成する企業の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合には、この限りではありません。

応募者のグループを構成する企業は、他の応募者のグループを構成する企業になることはできません。

応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募者、応募者のグループを構成する企業となることはできません。

同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

② 本業務を行う者の参加資格要件

本業務を行う者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

なお、企業グループで参加する場合は、すべての企業が満たす必要はなく、本要件を満たす企業が企業グループに含まれており、かつ企業グループとしてすべての実績を有することとします。

・市の建設工事、物品製造、役務提供等の登録があるものであること。(入札の公告後に登録されたものを含む)

・地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設(熱回収施設及びリサイクルセンター)の長期包括運営事業を元請として受注し、1年以上の運転維持管理業務の実施実績を有するものであること。

(2)応募者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできません。

・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

・手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生計画認可の決定がなされた場合を除く。)。

・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生計画認可の決定がなされた場合を除く。)。

・破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

・清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。

・国税、又は地方税を滞納している者。

・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものが、その事業活動を支配する法人である者。

・暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に

規定する暴力団をいう。）又はその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者。

・委員会の委員が所属する企業。
・落札者の決定に関する公表までの期間に、委員会の委員と接触を試みた者。
・市が本業務に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいいます。

本業務に関し、市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりです。

・株式会社日建技術コンサルタント
・西村あさひ法律事務所

３．事業者の審査及び選定

事業者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い、行うこととします。

（１）委員会の設置

市は、事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、新野洲クリーンセンター長期包括運営事業技術審査委員会を設置します。

委員は、以下のメンバーとします。

占部　武生	龍谷大学名誉教授
金谷　健	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科教授
阪口　大視	阪口法律事務所弁護士
川端　弘一	総務部長
和田　勝行	都市建設部長
立入　孝次	環境経済部長

（２）落札者決定基準

落札者決定基準は概ね、以下のとおりを予定しています。なお、評価項目等の詳細は入札説明書に示すこととします。

［価格要素］

本施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

［非価格要素］

①　運転維持管理体制
②　運転管理業務
③　維持管理業務
④　環境管理業務
⑤　その他管理業務
⑥　リスク管理計画
⑦　地域振興

（３）事業者選定方法

事業者の選定は、次の手順により実施するものとします。なお、各段階の審査に関しては、委員会において評価・審査を行い、その審査結果を受け、市が落札者を決定することとします。なお、評価方法等の詳細は入札説明書において示すこととします。

① 第１段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格確認申請書類等を基に、応募者が２（１）「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示した要件を満たすことを確認します。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の形式審査に参加できるものとします。

② 第２段階：形式審査

形式審査は、第１段階を通過した応募者から提出された書類について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとします。これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できるものとします。

具体的には、委員会において、応募者から提出された技術提案書を技術的な観点等から、同提案内容が募集要項等に規定された市が要求する水準を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行います。委員会の評価・審査により、市が要求する水準を満足できないと市が判断した場合には、当該応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査を行わないものとします。

③ 第３段階：非価格要素審査及び価格審査

形式審査において、提案が市の要求する水準を満たした内容であると確認された応募者を対象として、非価格要素審査を実施するものとします。非価格要素審査では、応募者の提案のうち、前項の選定基準に沿った視点で委員会において評価を行い、非価格要素点を算定することとします。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、入札説明書に示すこととします。また、価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格以内であることを条件として各社の提案価格を一定の算定式に基づき、点数化して価格点を算定します。価格の点数化方法については入札説明書に示すこととします。

④ 第４段階：総合評価

③の非価格要素点と価格点とを合わせて総合評価点を算出します。総合評価点の算定方法等については、入札説明書に示すこととします。

（４）落札者の決定

市は、委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を落札者とします。

（５）審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

４．応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として次の書類を提出するものとします。なお、（１）の⑨～⑪については、資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧を希望する場合に提出することとします。

（１）資格審査申請時の提出書類

① 参加資格確認申請書
② 応募者の構成
③ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）
④ 運転・維持管理業務等の実績
⑤ ④を証明する書類
⑥ 市における建設工事、物品製造、役務提供等の登録受付書（構成する企業すべての分）
⑦ 会社概要
⑧ 過去３年間の財務諸表（応募者を構成する企業すべてについて必要）
⑨ 誓約書
⑩ 参考資料の配布申込書
⑪ 参考資料の閲覧申込書

（２）資格審査合格後の提出書類

① 入札書
② 委任状（代理人が入札する場合）
③ 誓約書
④ 技術提案書
⑤ 事業計画書

５．著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、審査結果の公表において必要な場合、市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

Ⅴ 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．基本的考え方

本事業における運転維持管理の責任は、原則として事業者が負います。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

本施設は運転開始から25年間の稼動を予定しており、本事業の契約終了（平成31年9月30日）後も本施設の運営維持管理業務を継続して行う予定であるため、事業者は、運営期間及び運営期間終了後も長期間にわたり本施設の要求水準が満足できる状態で、市及び市が指定する第三者への引継ぎができるよう、善管注意義務をもって適切な運転維持管理業務を行うものとします。

なお、引継業務（教育訓練を含む）は、本事業の契約が終了するまでの間に、事業者の責任において行うものとします。

２．想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として次頁に示す表によるものとします。なお、市の負担リスクのうち、瑕疵担保期間内における建設工事請負業者の瑕疵は、建設工事請負契約及び発注仕様書によるものとします。

３．事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の運転維持管理について、定期的に監視を行います。監視の方法、内容等については要求水準書にて規定します。また、定期的な監視の結果、事業者の提供する施設の整備及び運転維持管理に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、市は委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができます。

【リスク分担】

NO	期間	リスクの項目		負担者		リスクの概要
				市	事業者	
1	全般	応募リスク	応募費用の負担		○	応募費用の負担
2		契約リスク	市の責に帰すべき理由により契約できない場合のリスク	○		市の責に帰すべき理由により契約できない場合のリスク
3			事業者の責に帰すべき理由により契約できない場合のリスク		○	事業者の責に帰すべき理由により契約できない場合のリスク
4		制度・法令変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に関係する法令、制度、許認可等の変更（新たな法規制ﾘｽｸ、ごみ分類の定義ﾘｽｸ、分析項目増加ﾘｽｸを含む。）当該法令等が変更された場合に事業者の事業に直接的な影響が生じる法制度の変更
5		税制変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)に伴うリスク
6			上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更等を含む、上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク
7		政治リスク	政治・政策変更等による契約変更	○		政策方針変更による操業中止、ｺｽﾄ増大リスク
8		許認可取得リスク	運転・維持管理に必要な許認可の取得		○	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク
9		住民対応リスク	施設設置・施設稼動に対する住民反対、訴訟問題	○		住民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操業停止、費用増大
10			施設運転に対する住民反対、訴訟問題		○	施設の運転方法等について事業者の帰責事由により住民問題が生じた場合の費用増大
11		第三者賠償リスク	運転・維持管理の上で第三者への事故		○	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、運転管理の不備による事故等に対する賠償リスク
12				○		その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償リスク
13		環境保全リスク	有害物質の排出・騒音・振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するもの（事業者の帰責事由による）		○	施設運転上、事業者の帰責事由による有害物質の排出・騒音・振動・臭気及び第三者への損害が生じた場合は事業者により第三者への損害賠償を行う
14			上記以外で、市の帰責事由の場合（市の帰責事由による）	○		上記を除く、市の帰責事由により第三者への損害が生じた場合には、市により損害賠償を行う
15		物価変動リスク	物価変動に係る運転費の増大	○		物価変動による運転費増加リスク
16		資金調達リスク	必要資金の確保と資金調達費用の増大		○	事業者における本事業実施に際して必要となる資金の調達にかかるリスク
17		金利変動リスク	金利変動による費用の増大	△	○	金利上昇に伴い事業者が必要資金を調達するコストが増大するリスク
18		不可抗力リスク	天災等の不可抗力によるもの	○	△	市、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・落雷・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる（制度・法令・税制変更は除く）
19		債務不履行リスク	市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行	○		市の帰責事由により契約解除が行われた場合、契約解除により事業者に生じた損害を賠償する
20			事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行		○	事業者の帰責事由により契約解除が行われた場合、契約解除により市に生じた損害を賠償する

NO	期間	リスクの項目		負担者		リスクの概要
				市	事業者	
21	運転段階	業務範囲・仕様変更リスク	市の指示、帰責事由による計画変更	○		市の指示、帰責事由による業務内容の変更、仕様変更、施設用途の変更等による費用の増大
22			事業者の事由による計画変更		○	事業者の帰責事由による業務内容の変更、仕様変更、運転・維持管理計画の変更等による費用の増大
23		供給リスク	計画ごみ量が確保できない等、受入廃棄物の量の変動	○		受入れ廃棄物の量の変動による委託費の変動については、変動費により受入廃棄物の量の変動にあわせて支払いを行う。 固定費及び変動費原単位に影響が生じるような量の変動が生じる場合は、協議により委託費の改定を行う
24		性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		受入廃棄物の性状が、計画ごみ質と異なる質的基準未達(ごみ質測定の結果が2回連続して低質時・高質時の範囲外となり運転に支障をきたした場合)による運転費の増大、事故の発生、運転停止
25			処理不適物による施設損傷によるもの		○	事業者が受入廃棄物における処理不適物に関し、作業や投入時の確認において善管注意義務を怠ったために生じた運転費の増大、事故の発生、運転停止
26				○		事業者が善管注意義務を怠らなかったが、受入廃棄物に処理不適物が混入することにより生じた運転費の増大、事故の発生、運転停止
27		運転費上昇リスク	市の帰責事由に起因する運転費の増大	○		市の帰責事由による業務内容・用途の変更等(処理対象物の変更等を含む)に起因する運転費の増大
28			上記及び物価以外の要因によるもの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による運転不備に起因する運転費の増大
29		性能リスク	業務仕様書の要求性能不適合 (施設の性能維持に関するもの)		○	事業者の帰責事由による施設の運転・維持管理の不備に起因する性能未達、運転費、処理費等の増大
30			制度・法令変更等の規制強化による基準不適合	○		制度・法令変更により、当初基準を上回る性能が要求される場合の設備改造等
31			建設瑕疵に起因する性能未達	○		建設瑕疵による性能未達の場合、市が契約した建設工事請負契約に基づき建設工事請負者が改造・補修の負担を負う(建設事業者と調整し、運転事業者が履行させる)
32		施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・火災等による施設の損傷		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運転費増大
33				○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運転費増大
34		施設劣化リスク	施設の劣化に関するもの		○	事業者の帰責事由(適切な維持管理、運転業務を怠ったこと等)による施設の劣化に関するリスク
35				○		上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク
36		熱供給設備の維持管理リスク	余熱利用施設を整備する場合の余熱利用施設への温水配管取合点までの熱供給設備の維持管理に関するリスク		○	余熱利用施設を整備する場合の余熱利用施設への温水配管取合点までの熱供給設備の維持管理に関するリスク
37		余熱利用リスク	余熱利用施設の運営に関するもの	○	△	熱回収施設の運転停止に伴って発生する余熱利用施設の運営に関するリスク
38		情報流出リスク	個人情報の流出に伴うもの		○	事業者の帰責事由による個人情報の流出リスク
39				○		市の帰責事由による個人情報の流出リスク
40		施設瑕疵リスク	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク	○		事業期間中における施設瑕疵に係るリスク

Ⅵ 事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて市と事業者は、誠意をもって協議するものとします。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Ⅶ 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

1．基本的な考え方

本事業では、事業契約等の諸規定に基づき、平成31年9月30日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要があります。このため、事業契約書案には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、それらの規定に基づき、迅速かつ適切に対応するものとします。受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合及び受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととします。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は、市は、受託者との事業契約を解除し、本施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することができるものとします。

市は、事業の継続が困難となった場合、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、受託者又は受託者に出資する企業に契約保証を求め、係る損害への担保とします。この場合、受託者又は出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、事業契約書案によるものとします。

Ⅷ その他本事業の実施に関し必要な事項

１．実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に関する質問等の受付、回答は以下のとおり行います。

質問等の提出：

質問・意見は様式１及び２に、それぞれ記入の上、Ｅメールにより、野洲市宛に提出して下さい。

受付期間　平成 27 年 8 月 26 日（水）午後 5 時まで（必着）

実施方針に対する質問等への回答の公表：

実施方針に対する質問等への回答は、平成 27 年 9 月 7 日（月）からホームページへの掲載により行います。なお、質問等への回答に係る箇所のみ掲載し、質問者の情報等は公表しません。

２．問合せ先

〒520-2313 滋賀県野洲市大篠原 3333 番地２

野洲クリーンセンター整備室

TEL 077-588-0568 FAX 077-586-2150

E-mail clean@city.yasu.lg.jp

URL　http://yasu-clean.ddo.jp/（野洲クリーンセンターホームページ）

http://www.city.yasu.lg.jp/（野洲市ホームページ）

３．実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがあります。

（様式1）実施方針に関する質問書
宛先：野洲市

平成27年　　月　　日

実施方針に関する質問書

実施方針に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名　　　：
	所在地　　　：
	担当者名　　：
	所属　　　　：
	電話番号　　：
	FAX番号　　：
	電子メール　：

№	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	当該資料での該当部分						
1	（記入例） 実施方針	1	Ⅰ	２．	(1)				
2									
3									
4									

注：本様式のワードデータに記載しＥメールにより提出すること。（エクセルシートでの提出も可）
　　本様式のワードデータは、野洲市ホームページからダウンロードすることができる。

受付期間　平成27年8月26日（水）午後5 時まで（必着）

（様式 2）実施方針に関する意見書

宛先：野洲市

平成 27 年　　月　　日

実施方針に関する意見書

実施方針に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名　　　：
	所在地　　　：
	担当者名　　：
	所属　　　　：
	電話番号　　：
	FAX 番号　　：
	電子メール　：

№	資料名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	当該資料での該当部分						
1	（記入例） 実施方針	1	I	2．	(1)				
2									
3									
4									

注：本様式のワードデータに記載しＥメールにより提出すること。(エクセルシートでの提出も可)
　　本様式のワードデータは、野洲市ホームページからダウンロードすることができる。

受付期間　平成 27 年 8 月 26 日（水）午後 5 時まで（必着）